

29 日 獣 発 第 287 号
平成 30 年 1 月 10 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫
(公印及び契印の押印は省略)

獣医師法第 8 条第 2 項に該当する獣医師の処分について

このことについて、平成 29 年 12 月 26 日付け 29 消安第 3015 号-2 をもつて、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、獣医師法第 8 条第 2 項の規定に基づく処分が平成 29 年 11 月 17 日付けで行われ、公表されたことを踏まえ、獣医師が社会的信頼に十分に応えられるよう、獣医師倫理の指導に一層の協力を求める旨、通知されたものです。

ついては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 福田

TEL 03-3475-1601

29 消安第 3015 号 - 2
平成 29 年 12 月 26 日

公益社団法人日本獣医師会
会長 藏内 勇夫 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

獣医師法第 8 条第 2 項に該当する獣医師の処分について

このことについて、獣医師法（昭和 24 年法律第 186 号）第 8 条第 2 項の規定に基づく処分が平成 29 年 11 月 17 日付けで行われ、別紙のとおり公表されました。

近年、獣医師の社会的責任や獣医師に対する期待が高まっている中、このような処分が行われることは、獣医師の社会的信用を失うものであり、大変遺憾であります。

貴会におかれましては、適切な獣医療の提供のためにこれまでも積極的な取組をされているところではありますが、特に下記について御承知の上、獣医師が社会的信頼に十分に応えられるよう、獣医師倫理の指導に一層の御協力をお願いします。

記

1. 貴会下の構成獣医師に対し、獣医師法、獣医療法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及びその他法令違反等の事実が発生した場合には、当該獣医師から当課担当者又は都道府県畜産主務部局に報告するよう指導を行うこと。
2. 獣医師法上の行政処分の対象となり得る者の情報を貴会会員が把握した場合は、その旨を当課担当者又は都道府県畜産主務部局に情報提供するよう指導を行うこと。



獣医師法第8条第2項の規定に基づく「獣医師の業務停止処分」について

農林水産大臣は、獣医師2名に対し、獣医師法に基づく業務停止の処分を行いました。

行政処分内容等

農林水産大臣は、以下の獣医師2名に対し、獣医師法に基づく業務停止の処分を行いました。

(1) 榊明彦（北海道在住、62歳）

- ・行政処分の内容：平成29年11月27日から1年10月の業務停止処分
- ・事件の概要：馬2頭に向け猟銃を発射し、よって同馬を死亡させた。
- ・司法処分の内容：懲役1年[執行猶予4年]（銃砲刀剣類所持等取締法違反及び動物の愛護及び管理に関する法律違反）

(2) 久井崇範（岡山県在住、51歳）

- ・行政処分の内容：平成29年11月27日から1年の業務停止処分
- ・事件の概要：酒気を帯びた状態で自動車を運転するとともに、自動車運転上の注意義務に違反し、よって人に傷害を負わせた。
- ・司法処分の内容：懲役1年4月[執行猶予3年]（道路交通法違反及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反）

【お問合せ先】

消費・安全局畜水産安全管理課
担当者：獣医事班 珠玖、加藤
代表：03-3502-8111（内線4530）
ダイヤルイン：03-3501-4094
FAX番号：03-3502-8275